

委託について

第三者への情報提供の内、次の場合は、第三者に該当せず本人の同意をいただかずに情報提供を行うことができるとしております。(第 27 条 5 項・第三者提供の制限の例外)

1. 委託先への情報提供

個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合。(第 27 条 5 項 1 号)

【 当組合における委託事業 】

- ・ レセプトデータの内容点検・審査の実施
- ・ 柔道整復施術療養費支給申請書のデータ化・画像化及び内容点検・審査の実施
- ・ 契約健診機関及びその他事業者における健康診断等・特定保健指導・生活習慣病重症化予防事業の実施
- ・ 健診結果のデータ化・画像化
- ・ 直営保養所伊豆さくら山荘の利用に伴う管理運営
- ・ 機関誌の配付
- ・ 医療費・健診結果分析に係るデータ処理
- ・ 被扶養者資格の検認に係る調査票の作成及び送付
- ・ 健康増進支援事業の実施